

仙台港区に出入りする際は中央航路 に沿って航行してください！

沖防波堤と南防波堤の間の航行を自粛してください。

仙台塩釜港仙台港区に入出港する船舶は、船舶安全利用基準により、港内に設置された灯浮標の示す海域を適切に航行し、中央航路に沿って入出港してください。

過去には、沖防波堤と南防波堤の間をショートカットし、養殖施設に侵入する事案が発生しています。

養殖施設の設置期間に関わらず、船舶安全利用基準に記載されている内容を遵守のうえ、入出港していただきますようお願いいたします。

※船舶安全利用基準：行政機関及び港湾利用者等が遵守すべき事項を取り纏めたもの。



宮城海上保安部 交通課

〒985-8507 宮城県塩釜市貞山通3-4-1

TEL・FAX：022-367-3917

ホームページ： <http://www.kaiho.milt.go.jp/02kanku/miyagi/>